

# 農林水産委員会

## 委員一覧 (20名)

委員長	岩城	光英 (自民)	国井	正幸 (自民)	ツルネ	マルティ (民主)
理事	加治屋	義人 (自民)	小齊平	敏文 (自民)	松下	新平 (民主)
理事	常田	享詳 (自民)	段本	幸男 (自民)	和田	ひろ子 (民主)
理事	小川	勝也 (民主)	野村	哲郎 (自民)	谷合	正明 (公明)
理事	小川	敏夫 (民主)	三浦	一水 (自民)	福本	潤一 (公明)
	岩永	浩美 (自民)	郡司	彰 (民主)	紙	智子 (共産)
	岸	信夫 (自民)	主濱	了 (民主)		(18.2.3 現在)

農林水産

### (1) 審議概観

第164回国会において本委員会に付託された法律案は内閣提出4件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願5種類63件は、いずれも保留とした。

#### 〔法律案の審査〕

独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案は、農林水産省所管の独立行政法人に係る改革を推進するため、平成17年度末に中期目標期間が終了する農業・生物系特定産業技術研究機構等4法人を統合するとともに、水産総合研究センター等2法人を統合するほか、統合後の法人を含む10法人の役職員の身分を非公務員化する等のために必要な措置を講じようとするものである。

委員会では、試験研究に果たす国の役割、政策課題に的確に対応できる試験研究体制のあり方、地域農業の多様化に活用できる技術の開発と普及の必要性、民間との研究交流のあり方、役職員の非公務員化の理由、農業者大学校を廃止する理由等について質疑が行われ、討論の後、本法律案は、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定された。

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案は、これまですべての農業者を対象に講じてきた品目別の施策を見直し、米、麦等を生産する一定の要件を満たす担い手に対し、その経営全体に着目した交付金を交付する、いわゆる「品目横断的経営安定対策」を導入しようとするものである。

また、砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律案は、品目横断的経営安定対策の導入に対応するとともに、国内産の砂糖及びでん粉の安定供給を図るため、砂糖の価格調整制度における政策支援の手法の見直し、でん粉の価格調整に関する制度を創設する等の措置を講じようとするものである。

また、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案は、麦

に対する政策支援の品目横断的経営安定対策への移行に伴う所要の改正措置のほか、麦の需要に応じた生産・輸入を図るため、政府が需給見通しを策定する等の措置を講じようとするものである。

委員会では、3法律案を一括して議題とし、品目横断的経営安定対策についての農業者への周知状況、担い手の経営規模要件のあり方、担い手とされない兼業・小規模農家に対する支援、集落営農の組織化に当たっての課題とその解決策、「過去の生産実績に基づく支払い」が農地の流動化や耕地利用率の向上に及ぼす影響、収入変動影響緩和対策の実効性、国内産さとうきび、でん粉用かんしょ及び麦の販路の確保、「農地・水・環境保全向上対策」と中山間地域等直接支払制度との整合性等について質疑が行われた。また、旭川市に委員を派遣し、地方公聴会及び大規模水稻農家等に対する現地調査を実施したほか、参考人から意見を聴取した。

3法律案は討論の後、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定された。

### 〔国政調査等〕

2月3日、米国産牛肉輸入問題に関する件を議題とし、米国の食肉処理施設の実態、特定危険部位混入の原因究明と再発防止策、食品安全委員会が改めて米国産牛肉のリスク評価を行うことの必要性、我が国の輸入検疫体制の現状と今後の強化策、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病対策の現状と今後の対応方針等について質疑を行った。

3月9日、平成18年度の農林水産行政の基本施策について、中川農林水産大臣から所信を聴取し、3月16日、これに対し、新たな経営所得安定対策の導入に関する説明不足と集落営農の組織化の状況、農地・水・環境保全向上対策における有機JAS認定農家の位置付け、WTO農業交渉の今後の見通しと我が国の戦略、米国産牛肉輸入問題、水産基本計画見直しのポイント等について質疑を行った。

また、3月9日、米国産牛肉輸入問題に係る米国側報告書について、中川農林水産大臣から報告を聴取した後、畜産物等の価格安定等に関する件を議題とし、平成18年度加工原料乳の限度数量の削減と補給金単価の維持が酪農経営に与える影響、19年度からの畜産・酪農経営安定対策における対象経営の範囲、牛乳・乳製品の消費拡大策、米国産牛肉の輸入再開条件と今後の見通し、養豚経営への新規就農促進策等について質疑を行った。

3月22日、予算委員会から委嘱された平成18年度農林水産省予算等の審査を行い、品目横断的経営安定対策の考え方、WTO農業交渉に対する農林水産大臣の基本姿勢、小泉内閣総理大臣が掲げる「攻めの農政」と農林水産業の現場の受け止め方との乖離、米国の「牛肉輸出証明プログラム調査結果・対策報告書」に関する我が国の照会への米国の回答内容と我が国の今後の対応、林業従事者の育成・確保対策と林業活性化対策等について質疑を行った。

3月30日、牛海綿状脳症問題等に関する実情調査のため、群馬県において株式会社

群馬県食肉卸売市場及び群馬県中央食肉衛生検査所を視察した。

4月18日、農林水産に関する調査を議題とし、品目横断的経営安定対策の対象と見込まれる担い手数と農地面積及び対象外農家による麦・大豆生産への支援策、米国がせき柱混入を「特異な事例」としていることについての農林水産省の見解、森林・林業基本計画見直しの基本方針、森林整備による温室効果ガス削減に必要な財源の確保、食用魚介類の自給率低下の原因と対応策等について質疑を行った。

4月25日、農業の担い手の経営安定対策等に関する実情調査のため、福島県において任意組合「中寺アグリ」、同「永井地区営農改善組合」及び特定農業法人「有限会社アグリサービスあさか野」を視察した。

## (2) 委員会経過

### ○平成18年2月3日(金)(第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 農林水産に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 米国産牛肉輸入問題に関する件について中川農林水産大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕常田享詳君(自民)、和田ひろ子君(民主)、松下新平君(民主)、郡司彰君(民主)、福本潤一君(公明)、紙智子君(共産)

### ○平成18年3月9日(木)(第2回)

- 平成18年度の農林水産行政の基本施策に関する件について中川農林水産大臣から所信を聴いた。
- 米国産牛肉輸入問題に係る米国側報告書に関する件について中川農林水産大臣から報告を聴いた。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 畜産物等の価格安定等に関する件について中川農林水産大臣、三浦農林水産副大臣、小斉平農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕野村哲郎君(自民)、小川勝也君(民主)、福本潤一君(公明)、紙智子君(共産)

### ○平成18年3月16日(木)(第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成18年度の農林水産行政の基本施策に関する件について中川農林水産大臣、三浦農林水産副大臣、小斉平農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕岩永浩美君(自民)、岸信夫君(自民)、ツルネンマルティ君(民主)、郡司彰君(民主)、谷合正明君(公明)、紙智子君(共産)

### ○平成18年3月22日(水)(第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

○平成十八年度一般会計予算（衆議院送付）

平成十八年度特別会計予算（衆議院送付）

平成十八年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（農林水産省所管及び農林漁業金融公庫）について中川農林水産大臣から説明を聴いた後、同大臣、三浦農林水産副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕国井正幸君（自民）、小川敏夫君（民主）、松下新平君（民主）、谷合正明君（公明）、紙智子君（共産）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成18年3月27日（月）（第5回）

○独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案（閣法第19号）（衆議院送付）について中川農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年3月28日（火）（第6回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案（閣法第19号）（衆議院送付）について中川農林水産大臣、三浦農林水産副大臣、小斉平農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕段本幸男君（自民）、和田ひろ子君（民主）、小川敏夫君（民主）、谷合正明君（公明）、紙智子君（共産）

（閣法第19号）賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産

○平成18年4月18日（火）（第7回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○品目横断的経営安定対策に関する件、米国産牛肉輸入問題に関する件、カネミ油症患者救済に関する件、林業振興のための国産材の需要拡大に関する件、京都議定書目標達成のための森林整備に関する件、青森県六ヶ所村使用済核燃料再処理施設の運転による水産物への影響に関する件等について中川農林水産大臣、三浦農林水産副大臣、小斉平農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕主濱了君（民主）、郡司彰君（民主）、紙智子君（共産）、岸信夫君（自民）、加治屋義人君（自民）、福本潤一君（公明）

○理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○平成18年5月25日（木）（第8回）

○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案（閣法第45号）（衆議院送付）

砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律案（閣法第46号）（衆議院送付）

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第47号）（衆議院送付）

以上3案について中川農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年5月30日(火)(第9回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案(閣法第45号)  
(衆議院送付)

砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律案(閣法第46号)(衆議院送付)

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第47号)  
(衆議院送付)

以上3案について中川農林水産大臣、三浦農林水産副大臣、小斉平農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕岩永浩美君(自民)、岸信夫君(自民)、郡司彰君(民主)、主濱了君(民主)、ツルネンマルテイ君(民主)、谷合正明君(公明)、紙智子君(共産)

また、3案審査のため参考人の出席を求めること及び委員派遣を行うことを決定した。

○平成18年5月31日(水)(第10回)

- 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案(閣法第45号)  
(衆議院送付)

砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律案(閣法第46号)(衆議院送付)

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第47号)  
(衆議院送付)

以上3案について参考人東京大学大学院農学生命科学研究科教授生源寺眞一君、全国農業協同組合中央会専務理事山田俊男君、北海道農民連盟委員長西原淳一君及び岩手ふるさと農業協同組合経営管理委員会会長門脇功君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕国井正幸君(自民)、小川勝也君(民主)、主濱了君(民主)、福本潤一君(公明)、紙智子君(共産)

○平成18年6月1日(木)(第11回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案(閣法第45号)  
(衆議院送付)

砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律案(閣法第46号)(衆議院送付)

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第47号)  
(衆議院送付)

以上3案について中川農林水産大臣、三浦農林水産副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕野村哲郎君（自民）、岩永浩美君（自民）、平野達男君（民主）、和田ひろ子君（民主）、松下新平君（民主）、谷合正明君（公明）、紙智子君（共産）

また、3案について参考人の出席を求めることを決定した。

○理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

#### ○平成18年6月8日（木）（第12回）

○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案（閣法第45号）  
（衆議院送付）

砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律案（閣法第46号）（衆議院送付）

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第47号）  
（衆議院送付）

以上3案について参考人鹿児島県農業協同組合中央会会長川井田幸一君、東京農工大学名誉教授梶井功君、株式会社農林中金総合研究所特別理事蔦谷栄一君及び愛媛大学農学部教授村田武君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕岸信夫君（自民）、郡司彰君（民主）、谷合正明君（公明）、紙智子君（共産）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○派遣委員から報告を聴いた。

○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案（閣法第45号）  
（衆議院送付）

砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律案（閣法第46号）（衆議院送付）

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第47号）  
（衆議院送付）

以上3案について中川農林水産大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕国井正幸君（自民）、犬塚直史君（民主）、小川勝也君（民主）、和田ひろ子君（民主）、福本潤一君（公明）、紙智子君（共産）

#### ○平成18年6月13日（火）（第13回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案（閣法第45号）  
（衆議院送付）

砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律案（閣法第46号）（衆議院送付）

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第47号）

(衆議院送付)

以上3案について中川農林水産大臣、三浦農林水産副大臣、小齊平農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕 ツルネンマルテイ君 (民主)、主濱了君 (民主)、郡司彰君 (民主)、紙智子君 (共産)

(閣法第45号) 賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産

(閣法第46号) 賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産

(閣法第47号) 賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産

○平成18年6月15日(木)(第14回)

○請願第215号外62件を審査した。

○農林水産に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 議案の要旨

○成立した議案

**独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案(閣法第19号)**

**【要旨】**

本法律案は、農林水産省所管の独立行政法人に係る改革を推進するため、平成17年度末に中期目標期間が終了する農業・生物系特定産業技術研究機構等4法人の統合、水産総合研究センター等2法人の統合及び統合後の法人を含む10法人の役職員の身分を非公務員化する等のために、関係法律について所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法の一部改正

1 農業・生物系特定産業技術研究機構、農業工学研究所、食品総合研究所及び農業者大学校を統合し、新たに独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構とするとともに、この統合に伴う目的・業務規定等の改正を行う。

2 民間において行われる生物系特定産業技術に関する試験研究に係る業務について、民間研究を加速化するために民間等の行う研究に対する出資・貸付け業務を廃止し、これを委託方式に変更する。

二、独立行政法人水産総合研究センター法の一部改正

1 水産総合研究センターとさけ・ます資源管理センターを統合し、新たに水産総合研究センターとするとともに、この統合に伴う目的・業務規定の改正を行う。

2 さけ・ます資源管理センターが行っているさけ類及びます類のふ化及び放流の業務

について、個体群の維持のためのものに限り、新たな水産総合研究センターに移管することとする。

### 三、独立行政法人種苗管理センター法の一部改正

種苗管理センターが行っている茶樹の増殖に必要な種苗の生産及び配布の業務を廃止する。

### 四、役職員の身分の非公務員化等

統合後の独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、統合後の水産総合研究センター、種苗管理センター、家畜改良センター、林木育種センター、水産大学校、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、国際農林水産業研究センター及び森林総合研究所の役職員の身分を非公務員化するとともに、役職員に秘密保持義務を課すこととするほか、刑法その他の罰則については、法令上公務に従事する職員とみなすこととする等所要の規定の整備を行う。

## 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案 (閣法第45号)

### 【要旨】

本法律案は、品目横断的経営安定対策として、米穀、麦その他の重要な農産物を生産する農業の担い手に対し、我が国における農業の生産条件と外国における生産条件の格差から生じる不利を補正するための交付金及び農業収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和するための交付金を交付する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、交付金の交付対象となる農産物及び農業者の範囲

- 1 対象農産物は、米穀、麦、大豆、てん菜、でん粉の製造の用に供するばれいしょ等、国民に対する熱量の供給を図る上で特に重要なものであり、かつ、その相互の組合せによる生産が広く行われているものとする。
- 2 対象農業者は、農業経営基盤強化促進法で規定する認定農業者又は特定農業団体のほか、一定の要件を満たすいわゆる集落営農であって、その耕作の業務の規模が一定の基準に適合するものとする。

#### 二、生産条件格差を補正するための交付金の交付

我が国と諸外国との生産条件格差から生じる不利を補正するため、対象農産物のうち、その生産費が販売価格を上回るものについて、その差額に応じた交付金を交付することとする。

#### 三、収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和するための交付金の交付

対象農産物に係る収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和するため、対象農業者が一定の積立てを行っていることを要件として、その収入の減少の一部を補てんする交付金を交付することとする。

#### 四、交付金の交付業務の適正な執行の確保

交付金の交付業務の適正な執行を確保するため、不正の手段で交付金の交付を受けた

者に対し交付金の返還を命ずるとともに、必要な場合にはその徴収ができることとする。

#### 五、大豆交付金暫定措置法の廃止

本法律案による措置を講ずることに伴い、大豆交付金暫定措置法を廃止することとする。

#### 六、施行期日

この法律は、平成19年4月1日から施行することとする。

### 砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律案（閣法第46号）

#### 【要旨】

本法律案は、「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案」（閣法第45号）に基づく品目横断的経営安定対策の導入に対応するとともに、国内産の砂糖及びでん粉の安定供給を図るため、砂糖の価格調整制度における政策支援の手法の見直し、でん粉の価格調整に関する制度の創設等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、砂糖の価格調整に関する法律の一部改正

##### 1 最低生産者価格の廃止と交付金の交付

砂糖について、政府が定める最低生産者価格を廃止して、その原料作物（てん菜及びさとうきび）の生産者及び国内産糖製造事業者に対し、それぞれ交付金を交付する仕組みに転換することとする。

##### 2 でん粉の価格調整に関する制度の創設

国内産いもでん粉については、コーンスターチ用とうもろこしなどを輸入する際に国内産でん粉の購入を条件にその関税を無税とする「抱合せ措置」を講じているが、国際的な議論の方向性に即してより透明性の高い制度に移行する観点から、この措置に代えて、輸入でん粉等から調整金を徴収し、これを財源にでん粉原料用いも（ばれいしょ及びかんしょ）の生産者及び国内産いもでん粉製造事業者に対してそれぞれ交付金を交付する制度を新たに創設することとする。また、これに伴い、「砂糖の価格調整に関する法律」の題名を「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律」に改めることとする。

#### 二、独立行政法人農畜産業振興機構法の一部改正

輸入でん粉等からの調整金の徴収業務等は、独立行政法人農畜産業振興機構に行わせることとする。

#### 三、甘味資源特別措置法及び農産物価格安定法の廃止

甘味資源作物の生産振興や製造事業者に対する直接的な規制（製造施設承認、買入価格指示等）を定めている「甘味資源特別措置法」及び政府が国内産いもでん粉を公定価格で買い入れることを定めている「農産物価格安定法」については、廃止することとする。

#### 四、施行期日

この法律は、平成19年4月1日から施行することとする。

## 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案 (閣法第47号)

### 【要旨】

本法律案は、主要食糧である麦の政策支援が、「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案」(閣法第45号)に基づく品目横断的経営安定対策に移行することに対応するとともに、需要に応じた麦の生産・輸入を図るため、政府が麦の需給見通しを策定する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、国内産麦の政府無制限買入制度の廃止

政府が生産者等の申込みに応じて無制限に麦を買い入れる現行制度については、国内産麦の全量が既に民間流通に移行していること及び麦の政策支援が担い手を対象とする品目横断的経営安定対策に移行することから、これを廃止することとする。

#### 二、麦の需給見通しの策定

政府は、麦の需給及び価格の安定を図るため、毎年、麦の需給見通しを策定し、これに基づき、麦の備蓄の円滑な運営を図るとともに、適切な輸入及び売渡しを行うこととする。

#### 三、外国産麦の標準売渡価格の廃止

政府が保有する外国産麦については、農林水産大臣が毎年定める標準売渡価格を廃止し、輸入価格の変動を反映した価格により売り渡すこととする。

#### 四、輸入麦の特別な方式による買入れ及び売渡し

国家貿易の枠内において実需者の多様な需要に柔軟に対応できるよう、米穀と同様、麦の輸入を行おうとする者と買受けを行おうとする者の連名による申込みに応じて、政府が輸入麦の買入れ及び売渡しを行う方式(SBS方式)を新たに導入することとする。

#### 五、施行期日

この法律は、平成19年4月1日から施行することとする。